

葉山町地域公共交通計画の構成

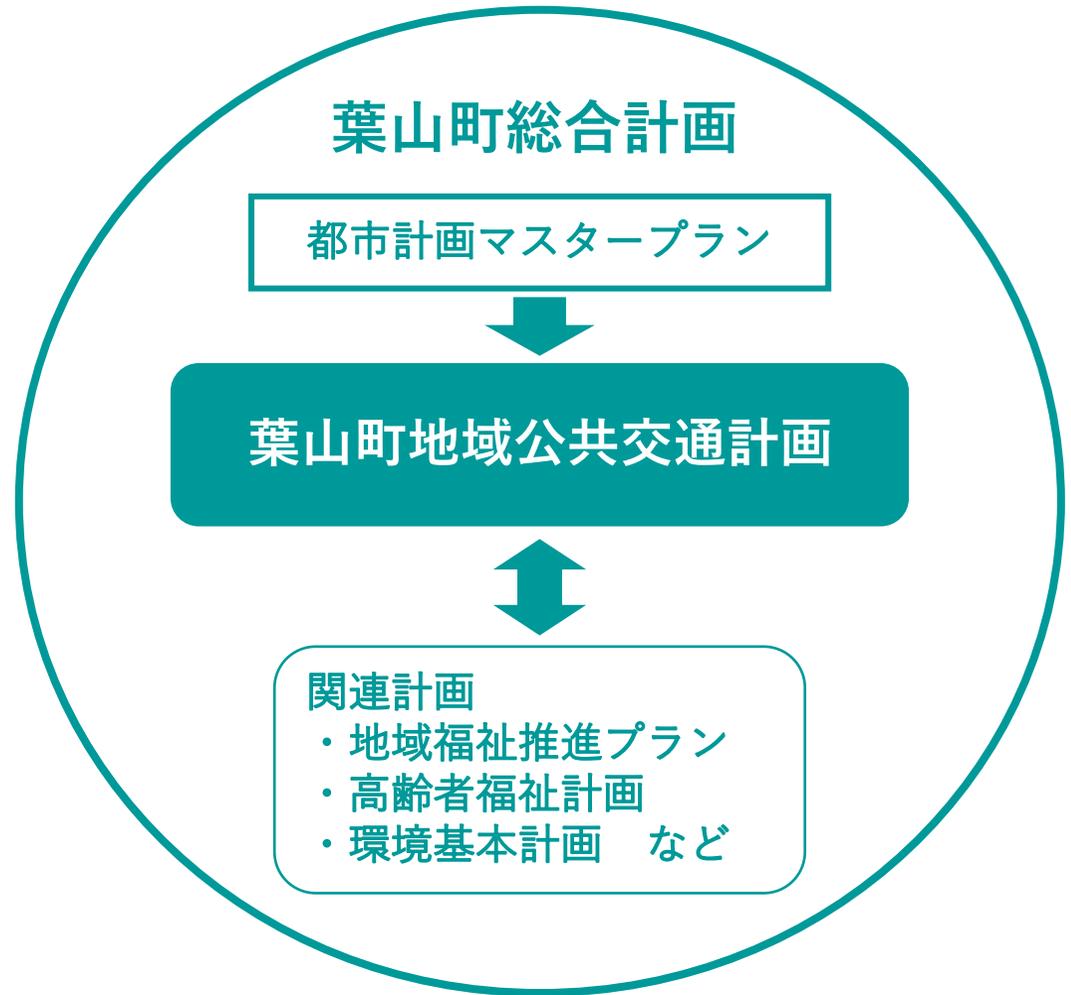
葉山町政策財政部政策課 2022/12/27

葉山町地域公共交通計画の構成 目次

1	上位計画・関連計画の整理	1
2	地域公共交通計画の構成	4
3	計画の基本事項	6
4	今後検討していく事項	7
	参考（関連法令での記載事項）	10

1 上位計画・関連計画の整理

- 地域公共交通計画における上位計画・関連計画については、右図のように整理します。
- 上位計画は葉山町総合計画、葉山町都市マスタープランです。
- 関連計画は地域福祉推進プラン、高齢者福祉計画、環境基本計画などが挙げられます。



2 地域公共交通計画の構成①

- ▶ 別紙資料2のとおり、実際の計画をイメージしながら、法定記載事項を踏まえ構成を検討しました。

○葉山町地域公共交通計画の構成案

- 第1章 計画の目的と位置づけ
- 第2章 葉山町の概況
- 第3章 地域公共交通の現状
- 第4章 移動実態及びアンケート調査
- 第5章 地域公共交通における課題
- 第6章 基本理念及び基本方針
- 第7章 基本目標を達成するための施策・事業
- 第8章 計画の実現に向けて

2 地域公共交通計画の構成②

○葉山町地域公共交通計画の構成案

- 第1章 計画の目的と位置づけ
- 第2章 葉山町の概況
- 第3章 地域公共交通の現状
- 第4章 移動実態及びアンケート調査
- 第5章 地域公共交通における課題
- 第6章 基本理念及び基本方針
- 第7章 基本目標を達成するための施策・事業
- 第8章 計画の実現に向けて

○法定記載事項

- 1 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 2 地域公共交通計画の区域
- 3 地域公共交通計画の目標
- 4 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- 5 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- 6 計画期間
- 7 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事

3 計画の基本事項

➤ 地域公共交通計画の区域

⇒ **葉山町全域**とする。

➤ 計画期間

⇒ **令和7年度～令和〇年度の〇年間**とする。

ただし、計画の期間内においても、今後の社会情勢などの変化や関連計画の見直しなどに適応するよう必要に応じて計画の見直し・修正を行います。

4 今後検討していく事項

- ①地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針（基本理念・方針）

- ②地域公共交通計画の目標（基本目標）

- ③前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項（施策・事業）

- ④地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項（評価指標）
 - 4 - 1 評価指標
 - 4 - 2 町民アンケート

4 - 1 評価指標

- 評価指標については、法令等で利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする、と記載されています。

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（抜粋）
（地域公共交通計画に定める定量的な目標）

第10条の2 法第5条第4項の国土交通省令で定める定量的な目標は、次に掲げる事項に関する目標とする。

- 1 地域旅客運送サービスの利用者の数
- 2 地域旅客運送サービスに係る収支
- 3 地域旅客運送サービスの費用に係る国又は地方公共団体の支出の額
- 4 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

4 - 2 町民アンケート

- ▶ 今後検討していく4項目については、今までの交通会議で共有させていただいた町の現状及び町民アンケートの分析結果を加味した上で検討したいと考えています。

○葉山町の公共交通に関するアンケート概要

- ・ 設問は別紙資料3のとおり
- ・ 6字の人口構成比ごとに無作為抽出した1200名へ発送。
- ・ 回答（ポスト投函）期日は12月26日（月）
- ・ 目標回答数は約400件
（統計学上、信頼度95%、許容誤差±5%のデータを抽出するために必要な数）
- ・ 12/20時点での回答数は、544件（Web 87件、郵送 457件）

参考資料 (関連法令での記載事項)

1 地域公共交通計画とは①

- ▶ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく法定計画で、**地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生**を推進するための計画です。

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）
（地域公共交通計画）

第5条 地方公共団体は、**基本方針**に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、**地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画**（以下「**地域公共交通計画**」という。）を作成するよう努めなければならない。

1 地域公共交通計画とは②

- 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（抜粋）
（平成二十六年総務省、国土交通省告示）

○地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の目標

- (1) 住民、来訪者の移動手段の確保
- (2) 地域社会全体の価値向上
- (3) 安全・安心で質の高い運送サービスの提供等
- (4) 新たな技術やサービスの活用による利便性向上の促進

2 計画の記載事項

- 地域公共交通活性化法には、地域公共交通計画策定にあたり記載事項が定められています。

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋） （地域公共交通計画）

第5条第2項

- 1 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 2 地域公共交通計画の区域
- 3 地域公共交通計画の目標
- 4 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- 5 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- 6 計画期間
- 7 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事